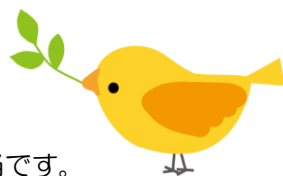


# 障害児福祉手当



身体または精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする児童に対して支給される手当です。

## ● 対象

20歳未満で、身体または精神に重度の障害を有する児童。

(概ね、身体障害者手帳1級および2級の一部・療育手帳1度及び2度の一部・左記同等の疾病・精神障害。)

※所得制限があります。

住民税の課税対象となる所得額から、控除額(配偶者特別控除や寡婦控除など)を引いた金額が、下記の表にある金額よりも少ない場合は、手当が支給されます。

受給者(申請者)	扶養親族の数	配偶者及び扶養義務者
3,604,000円	0人	6,287,000円
3,984,000円	1人	6,536,000円
4,364,000円	2人	6,749,000円
4,744,000円	3人	6,962,000円
5,124,000円	4人	7,175,000円
5,504,000円	5人	7,388,000円

※20歳以上の方、施設等に入所している方、当該障害を支給事由とする年金を受給している方は、申請・受給ができません。

## ● 支給額

月額 14,880円 (令和2年4月～)

(申請月の翌月分から、毎年2月・5月・8月・11月に前月分までが支払われます。)

## ● 申請窓口

各自治体の担当窓口

## ● 手続き方法

- ① 申請窓口へ、必要書類(申請書・意見書等)を取りに行きます。
- ② 医師の意見書の作成が必要な方(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は省略できる場合があります)は、当センター1階文書受付へ意見書用紙を提出し、担当医師に意見書の作成を依頼します。  
(文書料金11,000円)
- ③ 意見書が出来上がりましたら、必要書類(申請書・意見書・住民票・所得に関する証明書等)をそろえ、申請窓口へ提出します。

※詳しくは、お住まいの区市町村の担当窓口にお問い合わせください。

国立成育医療研究センター 医療連携・患者支援センター  
ソーシャルワーカー TEL03-3416-0181(代表)

(2020.4.22改)